

日新地区社会福祉協議会規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、福井市日新地区社会福祉協議会と称する。

第2条 本会は、事務所を日新公民館内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、日新地区内の住民がすべて健康で文化的で楽しい生活を営むことができるよう、地区内の住民が相協力して地区内の福祉を増進し明るい豊かな町づくりに貢献することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 住民の福祉に関する調査並びに総合計画の樹立。
- (2) 住民の福祉の増進を目的とする各種団体の事業の連絡、調整及び活動助成。
- (3) 福祉活動に対する住民の理解と関心を高める地区ぐるみの福祉活動の実践。
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事項。

第3章 組織

第5条 本会は、日新地区内に居住するものをもって組織する。

第6条 本会の事業運営のために委員会または部会を置くことができる。

第7条 本会は日新地区内における関係機関団体の協力を得るものとする。

第4章 役員

第8条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 若干名
庶務 1名 会計 1名 監事 2名

第9条 役員は理事会において選出し、総会において承認を得るものとする。

- 2 理事は各ブロック自治会代表者、民生児童委員、主任児童員、福祉委員代表若干名、保健衛生推進委員代表者、社会教育団体代表者、学識経験者その他をもってあて

る。

第10条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- 3 監事は本会の業務及び会計を監査する。
- 4 庶務は本会の事務を処理する。
- 5 会計は本会の会計を処理する。

第11条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない

- 2 欠員により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後であっても後任者が就任するまで職務を行う。

第12条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じまたは会議に出席し意見を述べることができる。

第5章 代議員

第13条 本会に代議員を置く。

- 2 代議員は自治会長をもって当てる。ただし、各ブロック自治会長は除くものとする。
- 3 代議員の任期は1年とする。

- 4 代議員は地域住民を代表し、本会の目的達成のための事業を推進するとともに本会の業務についての助言・提案・監理などを行う。

第6章 福祉委員

第14条 本会に福祉委員を置く。

- 2 福祉委員は各自治会1名とし、自治会長が推薦する。
- 3 福祉委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
- 4 欠員により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 福祉委員は、日新地区社会福祉協議会の一員として民生児童委員と連携し、地域福祉の充実のための事業への参加、高齢者等の見守り等を行う。

第7章 会議

第15条 会議は総会、理事会とする。

- 2 会議は会長が招集し、その議長となる。
- 3 会議は、定数の過半数の出席により成立し、その過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第16条 総会は年1回これを開催する。ただし会長において必要と認めたときは、臨時に開くことができる。

- 2 総会の出席者は、役員、理事、代議員とする。
- 3 総会が感染症の流行、自然災害、その他の事情により、対面での開催が困難と認められる場合には、書面をもって総会を開催できるものとする。

第17条 総会は次の事項を審議・承認する。

- (1) 事業報告、収支決算、事業計画、予算、規約の変更、役員選任、その他必要事項。
- 2 理事会は次の事項を審議する。
 - (1) 総会に付すべき事項に関すること。
 - (2) その他総会の議決を要しない会務に執行に関すること。

第18条 総会にやむを得ず欠席する場合には委任状を提出するものとする。

第8章 手当

第19条 役員には手当を支給することができるものとする。

- 2 支給額については、別途定める。

第9章 会計

第20条 本会の会計は、会費、寄付金、補助金その他の収入をもってあてる。

第21条 本会の会計は、本年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

付 則

この規約は、平成5年4月1日より施行する。

- 一部改正 (平成10年6月16日)
- 一部改正 (平成11年6月9日)
- 一部改正 (平成17年5月20日)
- 一部改正 (平成18年4月22日)
- 一部改正 (令和元年5月25日)
- 一部改正 (令和5年5月13日)